

道路の掘削ならびに復旧実施要領

平成 24 年 9 月 25 日施行

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この「道路の掘削ならびに復旧実施要領」(以下「要領」という。)は、道路占有等により道路を掘削ならびに復旧する工事等を行う場合に適用する。

道路を掘削ならびに復旧しようとする者(以下「申請者」という。)は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、この要領に基づき適切に施工しなければならない。

(かし担保)

第 2 条 申請者の施工した本復旧工事または仮復旧工事については、第 28 条の検査終了後 2 年間、その工事のかしが原因で道路が損傷した場合は、土木事務所長の指示に従い申請者の負担においてただちに補修しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第 3 条 前条の規定による申請者のかしにより、他の申請者または第三者に損害を与えたときは、申請者の責任においてすべて解決するものとする。

(工事の施工)

第 4 条 申請者は、道路の掘削ならびに復旧工事の施工にあたっては、この要領に記載した事項のほか、「滋賀県一般土木工事等共通仕様書」、「滋賀県一般土木工事等共通仕様書付則」ならびに、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、ほか各種法令基準(以下共通仕様書等という)によらなければならない。

このほか、施工の細部について疑義が生じた場合は、速やかに土木事務所長と協議しなければならない。

(安全対策)

第 5 条 申請者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」ならびに「道路工事保安施設設置基準(案)」により保安施設等を適切に配置し、交通の安全確保に万全を期さなければならない。

2. 申請者は、道路の掘削ならびに復旧工事を計画する際に関係各機関と協議のうえ、事故発生時の連絡機関および応急処置系統図(以下「応急系統図」という。)を作成し、許可申請(協議)時に添付しなければならない。

3. 申請者は、道路の掘削ならびに復旧工事に前もって公安委員会より道路交通法第 77 条に基づく「道路の使用許可」を受けなければならない。またその際の許可条件を遵守して施工しなければならない。

4. 申請者は、万一事故が発生したときは応急系統図に基づき、直ちに所轄警察署長、土木事務所長、その他関係機関に連絡するとともに、事故現場における交通の安全確保に努めなければならない。

(他の占有者等との協議調整)

第 6 条 申請者は、道路の掘削ならびに復旧を行うに際し、工事により影響を来す可能性のある占有物の管理者等とつねに協議調整を行い、必要に応じてそれらの物件の保全に努めなければならない。

(疑義の処理)

第 7 条 この要領について疑義が生じた場合は、速やかに土木事務所長と協議しなければならない。

第2章 掘削

(掘削)

- 第8条 申請者は、道路の掘削ならびに復旧工事の着工にあたっては、別紙様式第1号によって着工届を土木事務所長に提出するものとし、掘削は次の各号によって施工しなければならない。
2. 掘削は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき行うものとし、必要に応じて土留工を施すなど、安全かつ確実に施工しなければならない。
 3. 掘削に前もって地下構造物や地下埋設物の調査を行い、それらに悪影響を来さないよう適切に施工しなければならない。また必要に応じてそれらの管理者と協議調整を行い、立会を求めなければならない。
 4. 掘削の範囲は交通の解放を勘案した範囲に留めなければならない。
 5. コンクリートあるいはアスファルトで舗装された道路を掘削する場合は、それぞれに適応したカッター等を使用して掘削し、余分な範囲に影響を来さないよう努めなければならない。
 6. 掘削は、丁張りを設けて丁寧に掘削するものとし、掘削土砂等はただちに搬出すること。ただし、再使用に十分耐えうるものは、交通上支障のない場所に整理堆積し、土木事務所長の承認を得て埋め戻しに使用することができる。
 7. 軟弱地盤または湧水地帯での掘削に際して水替えを行う場合は、その排水先に注意、公共用水域の汚濁を招くことの無いよう努めなければならない。
 8. 掘削に際しては、沿道土地利用者の道路への出入りに支障を来さないよう措置を講じなければならない。
 9. 道路の平面交差部は、原則として非開削工法の採用等を検討し、交通への悪影響を低減するよう努めなければならない。

第3章 埋戻し

(埋戻しの時期)

- 第9条 掘削部は即日埋戻して復旧を行い交通の開放を図らなければならない。ただし、非開削工法での立坑などで掘削状態を継続する場合は、交通規制について公安委員会等との協議を経たうえで第5条の規定による保安施設等を適切に設置し、交通の安全確保に万全を期さなければならない。

(埋戻しの施工)

- 第10条 申請者は、工事箇所が後日沈下することのないよう、共通仕様書等に基づき、適切に埋め戻さなければならない。
2. 特に土留工を施工した場合の埋め戻しにおいては、土留工の撤去に伴う沈下を防止する措置を講じなければならない。
 3. 埋戻の施工状態について、一般土木工事等共通仕様書に基づく管理結果を土木事務所長へ提出しなければならない。

第4章 舗装復旧

(仮復旧)

- 第11条 掘削した部分は原則として加熱アスファルト合材により仮復旧し、交通開放しなければならない。ただし、砂利道または歩道のほか、特に土木事務所長の承

認を得たものについては、埋戻し完了後ただちに本復旧できるものとする。

(仮復旧の時期)

第12条 仮復旧は、申請者において埋戻し完了後ただちに施工しなければならない。また、区画線や道路標示も必ず同時に施工し、その完了後でないとは交通開放してはならない。

(仮復旧路面の維持)

第13条 申請者は、本復旧工事施工までの間はずっと仮復旧箇所を巡回し、その路面に不良箇所等が生じたときは直ちに修復しなければならない。また、本復旧工事を土木事務所長が行う場合は、仮復旧工事の検査合格後から本復旧工事着工までの間、申請者が仮復旧区間の路面を維持するものとする。

第14条 申請者管理期間中に陥没の予兆が確認された場合は、舗装面の補修に止まらず、土木事務所長へ連絡の上、陥没原因の調査等を行わなければならない。

第5章 本復旧

第1節 総則

(本復旧の方法)

第15条 本復旧工事は、工事前の路面と同等強度ならびに機能以上の路面に復旧するものとし、本章の定めるところにより施工するものとする。

(本復旧範囲の決定)

第16条 本復旧する範囲は、申請者立会のうえ第32条の定めるところにより土木事務所長が決定するものとし、原則として第28条の仮復旧にかかる検査に際して行うものとする。

(本復旧工事の施工業者)

第17条 本復旧工事を申請者で施工する場合は、原則として舗装工事に係る滋賀県建設工事入札参加資格を有するものでなければならない。

(本復旧の施工)

第18条 申請者は第29条から第32条の定めるところによって本復旧工事を施工しなければならない。

(本復旧の時期)

第19条 仮復旧工事を行わない本復旧工事は、埋め戻し完了後ただちに施工しなければならない。

第20条 仮復旧工事を行った場合の本復旧工事は、自然転圧期間を経た後に仮復旧工事検査を受け、合格後すみやかに施工しなければならない。ただし、本復旧施工に際しては土木事務所長に届出なければならない。なお、自然転圧期間は3ヶ月程度とするが、道路状況によっては協議によりこの期間を延長あるいは短縮できる。

第2節 路盤工

(切り込み砕石路盤、粒度調整砕石路盤)

第21条 切り込み砕石路盤及び粒度調整砕石路盤の復旧については、共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

第3節 基層および表層

(アスファルトコンクリート基層、表層)

第22条 基層、表層用加熱アスファルト混合物による復旧については、共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

第23条 継ぎ目は十分に締め固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。すでに舗装した端部が十分締固められていない場合や、きれつが多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。特に基層と表層の継ぎ目が同一箇所とならざるを得ない場合は、クラックシールを施す等により、路面からの浸水が生じないように施工しなければならない。

(コンクリート舗装)

第24条 車道のセメントコンクリート舗装による復旧については、共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

第4節 砂利道および歩道

(砂利道の施工)

第25条 砂利道の復旧については、施工箇所の実状により別途指示するものとする。

(歩道舗装の施工)

第26条 歩道舗装の復旧については、次の各号によって施工しなければならない。

一．アスファルト舗装の場合

アスファルト混合物による復旧については、共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

二．コンクリートブロック舗装の場合

コンクリートブロック舗装による復旧については、共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。なお、既存のコンクリートブロックで破損していないものは、土木事務所長の承認を得て、付着したモルタルをていねいに取り除き使用できるものとし、その他はすべてJIS規格の製品を使用すること。

三．現場打ちコンクリート舗装の場合

共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

第6章 工事中の指示ならびに検査

(工事中の指示)

第27条 申請者は、工事施工中は特に土木事務所長との連絡を密にし、土木事務所長が現場において施工中随時必要と認める検査をするときはこれを拒むことはできない。また、検査に必要な材料、器具および労力は遅滞なく準備し、検査に合格しない材料の取替、混合物の不良、仕上がり厚さの不足等による打替えその他の処置については、遅滞なく土木事務所長の指示に従わなければならない。

(検査)

第28条 申請者は、本復旧工事または仮復旧工事完了後、すみやかに、別紙様式第1号により完工届を土木事務所長に提出するものとする。

2．土木事務所長は、前項の届書を受理したときは、原則として受理の日から14日以内に申請者立会いのうえ検査を行うものとし、検査が合格したときは、別紙様式第2号によって工事完工および復旧面積確認書を作成するものとする。

3．前項の検査の結果指摘事項がある場合は、土木事務所長は別紙様式第3号によって手直しを命ずるものとし、申請者は命令どおりの手直し工事を速やかに完了のうえ、別紙様式第1号の完工届を土木事務所長に提出し、再検査を受けなければならない。

第7章 路面復旧工法

(路面復旧工法)

第29条 路面復旧工法は、別紙第1号に掲げるものを標準とする。ただし、道路改良の際の設計断面が判明している場合は、その舗装断面で復旧する。なお、平成11年6月23日付け滋道第822号土木部長通知「電線、水管、ガス管または下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」で規定する管路等については、当該通知の基準を適用する。

第30条 路面復旧（埋戻しおよび仮復旧を含む。）材料の品質および配合は、別表第2号に掲げるものを標準とする。

第31条 掘削時に現場地盤が軟弱地盤、有機質土、ヘドロ等の不良地盤であることが判明した場合には土木事務所長に協議し、指示を受けなければならない。

第8章 本復旧範囲の決定

(本復旧範囲の決定)

第32条 本復旧の範囲は、次の各号によるものとする。

- 一．本復旧範囲は、掘削部分に影響範囲を加えたものとする。
- 二．本復旧範囲の端は、掘削による近接路床路盤の弛緩が掘削部周辺の舗装に与える影響を考慮し、第33条の定めるところによるものとする。
- 三．本復旧範囲以外に、明らかに掘削の影響による亀裂または沈下等の異状が路面に生じている場合は、その箇所も本復旧範囲に加える。
- 四．前二、三号による本復旧範囲外に工事による損傷箇所が存在する場合、その箇所も本復旧範囲に加える。
- 五．周辺路面の状況により、原型路面に復旧することが困難と認められる場合、本復旧範囲に近接する路面に施す表面処理を本復旧工事に加えることがある。

(各種道路別影響範囲の算定)

第33条 各種道路の影響範囲の算定については、次の各号によるものとする。

一．車道各種舗装

本復旧範囲および影響範囲の算定は、建設省・日本電信電話公社協定に準じ、以下のとおりとする。

影響範囲は復旧しようとする路盤（上層路盤＋下層路盤）の厚みに、セメントコンクリート舗装においては1.4を、またアスファルト系舗装においては1.0を乗じ、その値を10cm単位に切り上げた数値とする。

イ．セメントコンクリート舗装

舗装絶縁線（目地、版端等をいう。以下同じ。）に囲まれた矩形版を復旧の単位版とし、掘削範囲に第30条第2号の影響範囲を加えた範囲の存在するすべての単位版を加算した範囲を、本復旧範囲とする。従って「影響範囲＝単位版の範囲の総和－掘削範囲」となる。ただし、基本単位版の縦方向の長さが5.0m以下のものについてはこれを横方向に2等分し、横方向の長さが4.5m以上のものについてはこれを縦方向に2等分して分割とした場合の矩形版を復旧の単位とすることができる。この場合、新旧の接面には樹脂系接着剤を塗布すること。

(図-1)

ロ．アスファルト舗装

基本的な復旧範囲は、掘削線（矢板で土留する場合はその外接線）に影響範囲を加え、その影響範囲線から舗装絶縁線までの距離が1.2m未満の場合はその舗装絶縁線まで、また影響範囲線から舗装絶縁線までの距離が1.2m以上の場合は影響範囲までとする。また上記復旧範囲の算定に拘わらず、最小復旧幅は2

m以上とする。(図 2)

各戸引き込み管を道路の横断方法に施工する場合は、隣接する引込管の影響範囲の距離が3m未満のときは、原則として、その部分も影響範囲に含めるものとする。(図 3)

また、現況車道が排水性舗装である場合は、基層を不透水層とする必要があり、復旧範囲は別途協議して定める。

二．歩道各種舗装

イ．アスファルトコンクリート舗装

本復旧範囲および影響範囲の算定は、本条第1号のロ．に準ずるものとする。

ロ．コンクリートブロックならびに現場打セメントコンクリート舗装

本復旧範囲および影響範囲の算定は、本条第1号のイ．に準ずるものとする。

三．砂利道

影響範囲を含んだ復旧範囲は、掘削範囲の1.2倍とする。

第9章 本復旧工事費算定要領

(本復旧工事費)

第34条 土木事務所長が施工する本復旧工事に要する費用は、土木事務所長が算定した直接費に、直接費の13%を間接費として加算し、さらに直接費と間接費の合計額の5%を消費税として加算して得た額とする。

付則

(施行期日)

この要領は平成11年4月1日から施行する。

この要領は平成11年6月23日から施行する。

この要領は平成13年1月1日から施行する。

この要領は平成13年4月1日から施行する。

この要領は平成23年4月1日から施行する。

この要領は平成24年9月25日から施行する。

工 事 着 工 届
完 工

土木事務所長様

(占有者名)

平成 年 月 日付け { 滋賀県指令第 号
滋 第 号 } をもって { 許可
回答 }

のあった下記の道路占有に関する工事は、平成 年 月 日に { 着工します。
完工しました。 }

記

1 . 路線名	
2 . 占有の区間(場所)	市 町 丁目 町 大字 地先 ~ 市 町 丁目 町 大字 地先
3 . 占有物件(線路等) の種類	
4 . 工事の時期	平成 年 月 日 から 日間 平成 年 月 日 まで
5 . 監督者名	TEL - -
6 . 業者名	TEL - -
7 . その他の事項	

工事完工および復旧範囲確認書

1.	年月日 および 番号	占 用	許可申請または協議	平成 年 月 日 第 号
			許可指令	平成 年 月 日 滋賀県指令 第 号
			協議回答	平成 年 月 日 滋 第 号
2.	路線名および 舗装の種類	道 線		
		仮復旧 号	本復旧 号	
3.	占用の期間 (場所)	市 町 丁目 町 大字 地先		
		市 町 丁目 町 大字 地先		

上記工事については立会のうえ、下記のとおり確認する。

- | | | |
|----|-------------------------------------|------------------------|
| 1. | 完工年月日 | 平成 年 月 日 |
| 2. | 復旧決定範囲
面積
長さ
幅 | 平方メートル
メートル
メートル |
| 3. | 占有者側の仮復旧路面維持期限
(立会確認年月日から3箇月後の日) | 平成 年 月 日 |
| 4. | 立会確認年月日 | 平成 年 月 日 |
| 5. | 確認(立会)者 | 職 氏名 印 |
| | (道路管理者) | 職 氏名 印 |
| | " | 職 氏名 印 |
| | (占有者) | 職 氏名 印 |
| | " | 職 氏名 印 |

手直し命令書

許 可 協 議 回 答	番 号	滋賀県指令 第 号	占 用 工 事 区 間 (場 所)	路線名	
		滋 第 号		市町村 町丁目 大字名	
	年 月 日	平成 年 月 日			

手直し事項

手直し完了期日

平成 年 月 日

上記のとおり手直しを命ずる。

平成 年 月 日

(道路管理員 氏名 印)

検査員 印

(占用者名)

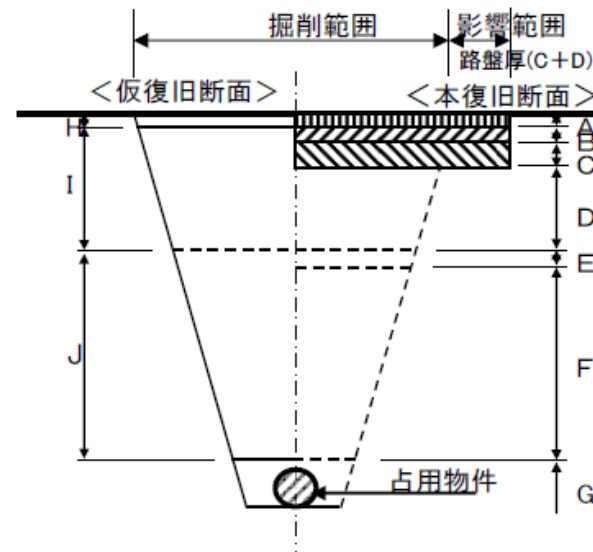
殿

摘
要

路面復旧工法

◎仮復旧工法(占有者施工)

記号	名称	材料・工法
H	表層	密粒度アスコン(最大粒径20mm)
I	路盤	クラッシャーラン 修正CBR \geq 30
J	路床	良質土(切込砕石・山土等)
G	路体	締め固め可能土



◎本復旧工法(占有者または道路管理者の施工)

記号	名称	材料・工法
A	表層	車道: 密粒度アスコン(最大粒径20mm)
		歩道8号: 細粒度アスコン(最大粒径13mm)
		歩道9号: 開粒度アスコン(最大粒径13mm)
B	基層	粗粒度アスコン(最大粒径20mm)
C	上層路盤	粒度調整砕石 修正CBR \geq 80
D	下層路盤	クラッシャーラン 修正CBR \geq 30
E	フィルター層	砂 0.074mmふるい通過量6%以下
F	路床	良質土(切込砕石・山土等) 修正CBR \geq 20
G	路体	締め固め可能土

大型車交通量による舗装種別の区分

舗装種別	大型車交通量(台/日・方向)
A号	1号 T<100
	2号 100 \leq T<250
B号	3号 250 \leq T<1,000
	4号 1,000 \leq T<3,000
	5号 3,000 \leq T

◎仮復旧工事・本復旧工事 寸法表(上記基本図による)

種別	復旧工法	仮復旧 (単位: cm)				本復旧 (単位: cm)										
		道路現況	記号	H	I	J	H+I+J	A	B	A+B	C	D	C+D	E	F	A+B+C+D+E+F
仮復旧	1号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	27.0	100.0以上	130.0以上	5.0	—	5.0	10.0	15.0	25.0	—	100.0以上	130.0以上	
	2号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	42.0	100.0以上	145.0以上	5.0	—	5.0	10.0	30.0	40.0	—	100.0以上	145.0以上	
B号	3号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	47.0	100.0以上	150.0以上	5.0	5.0	10.0	10.0	30.0	40.0	—	100.0以上	150.0以上	
	4号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	55.0	100.0以上	158.0以上	5.0	13.0	18.0	20.0	20.0	40.0	—	100.0以上	158.0以上	
	5号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	72.0	100.0以上	175.0以上	5.0	20.0	25.0	15.0	35.0	50.0	—	100.0以上	175.0以上	
	6号	セメントコンクリート舗装	3.0	37.0	100.0以上	140.0以上	施工箇所の実情にあわせ、別途指示する。									
	7号	砂利道					—	—	—	—	—	20.0	—	100.0以上	120.0以上	
	8号	歩道(アスファルトコンクリート)					3.0	—	3.0		10.0	10.0	—	47.0以上	60.0以上	
	9号	歩道(透水性アスファルトコンクリート)					3.0	—	3.0		10.0	10.0	5.0	42.0以上	60.0以上	
	10号	歩道(歩板材舗装…タイル・平板等)					施工箇所の実情にあわせ、別途指示する。									

- 付記 1 この表に示した復旧断面は標準であり、地質または道路の構造等により例外もある。このような場合は、道路管理者の指示する断面で復旧すること。
 2 歩道舗装の復旧は次の場合に9号(透水性舗装)を用いることとする。①既存舗装が透水性舗装の場合 ②既存舗装の種別にかかわらず、歩道全幅を復旧する場合
 3 本表は設計期間10年の道路の場合であり、設計期間を20年とする幹線道路の場合は別途指示する。
 4 現況車道が排水性舗装の場合の本復旧断面は、表層は開粒度アスコン、また基層は密粒度アスコンとし、断面構成については別途指示する。
 5 占用物件が下層路盤の下面から1.0mよりも浅い位置となる場合は、所定の路床が構成できないことから、別途協議する。
 6 仮復旧の際の表層(H)は道路の交通事情により上表よりも厚くすることが出来る。
 7 路床に用いる良質土の目安は修正CBR20以上とするが、個別の計算により設計CBR6以上が確保できる場合はこの限りでない。

路面復旧材料の品質および規格

1. 砕石およびアスファルト混合物の規格

路面復旧に用いる砕石およびアスファルト混合物は、共通仕様書等の定めるところによる。

2. 埋め戻し土の規格

埋め戻しに用いる土砂については、路床、路体の別により、以下のとおりとする。

(1) 路床土

- ・ 路盤下面より 1.0m の範囲を路床と考え、ここに埋め戻す土砂は設計 CBR6 以上を確保できるよう、良質土を用いるか改良を施さなければならない。
- ・ 良質土の目安は修正 CBR20 以上とするが、個別の計算により設計 CBR 6 以上が確保できる場合はこの限りでない。
- ・ 道路改良工事で既に路床に良質土が施工されている場合は、これを用いて良い。
- ・ 現場発生土が良好な場合は、試験等により品質を確認し、舗装断面の設計検討を行って土木事務所長に協議し、承諾を得た場合はこれを用いることが出来る。
- ・ セメント等により改良を施す場合は、施行方法や改良の程度を計算の上で土木事務所長に協議し、承諾を得なければならない。なお、その場合は地下水等の環境への影響も十分に検討し、所定の検査等を行わなければならない。

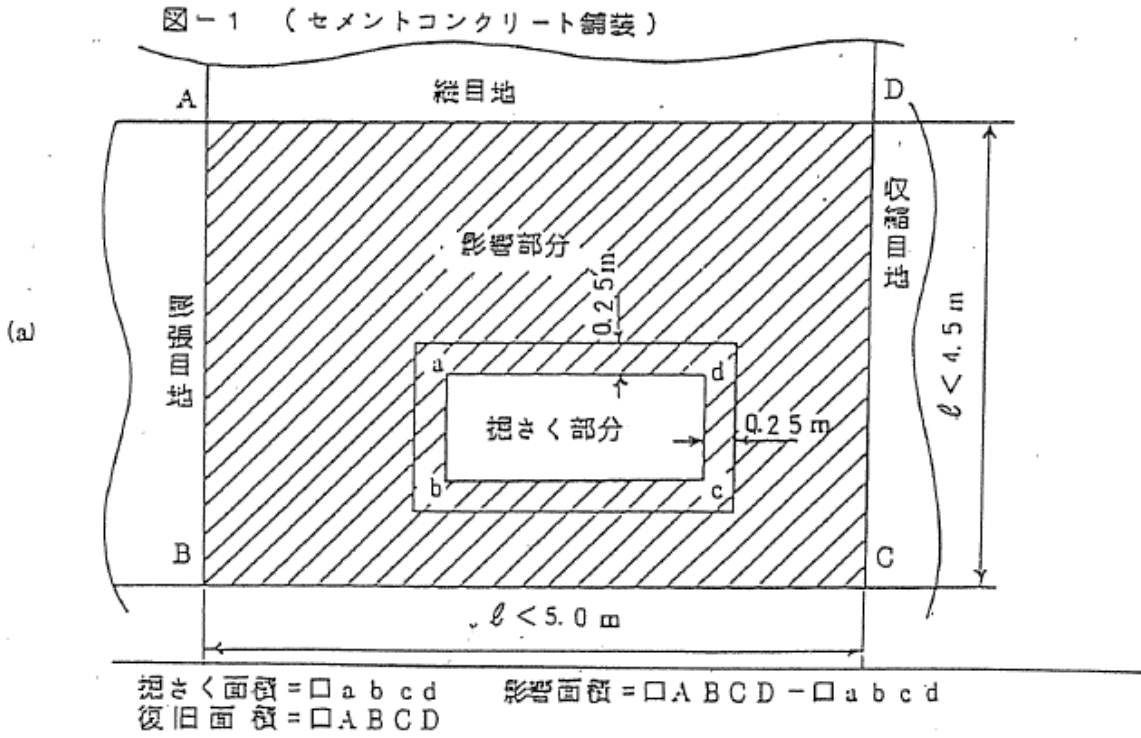
(2) 路体土

- ・ 路盤下面より 1.0m の範囲を路床と考え、それ以深を路体とする。
- ・ 路体に用いる土砂は設計 CBR 6 以上を確保できるよう、締め固めに適した土砂を用いか、改良を施さなければならない。
- ・ 現場発生土を用いる場合は、土木事務所長の承諾を得なければならない。

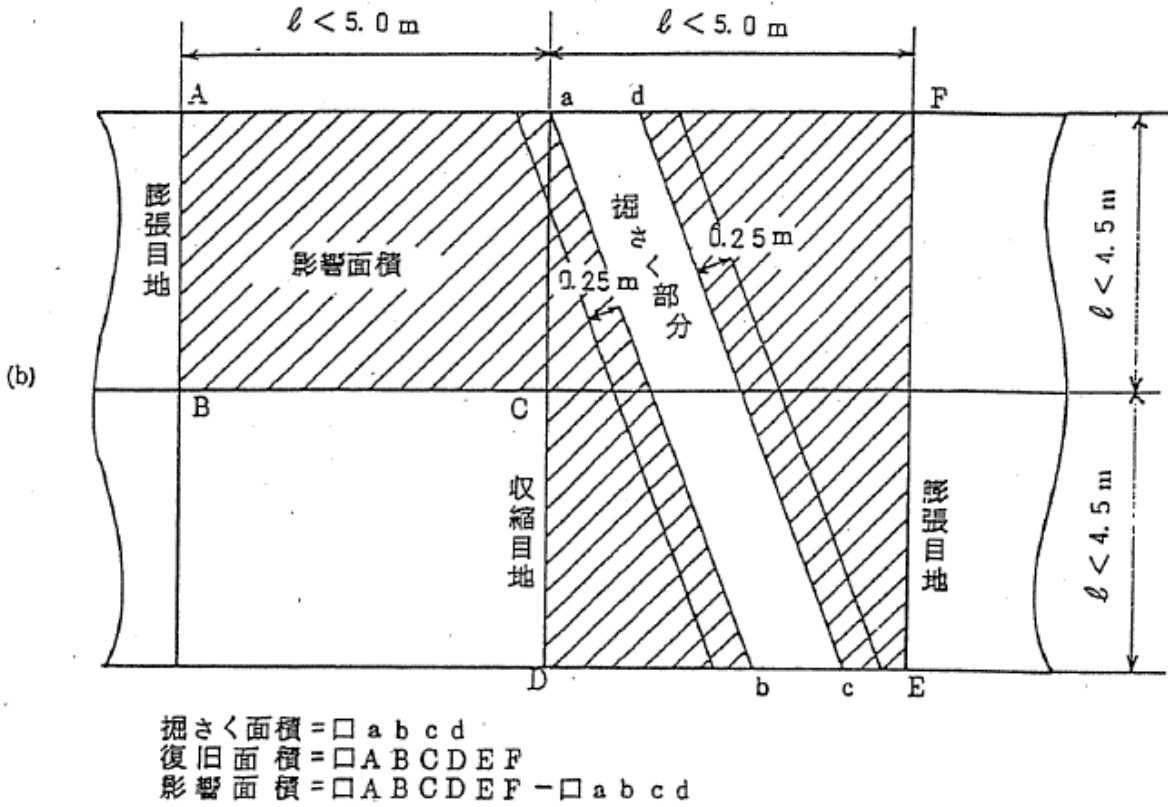
(3) 現場地盤不良時の対応

- ・ 現場地盤が軟弱土、有機質土、ヘドロ等の不良地盤である場合は、個別に土木事務所長に協議し、復旧工法の指示を受けなければならない。
- ・ 掘削時に現場地盤が軟弱土、有機質土、ヘドロ等の不良地盤であることが判明した場合には土木事務所長に協議し、指示を受けなければならない。

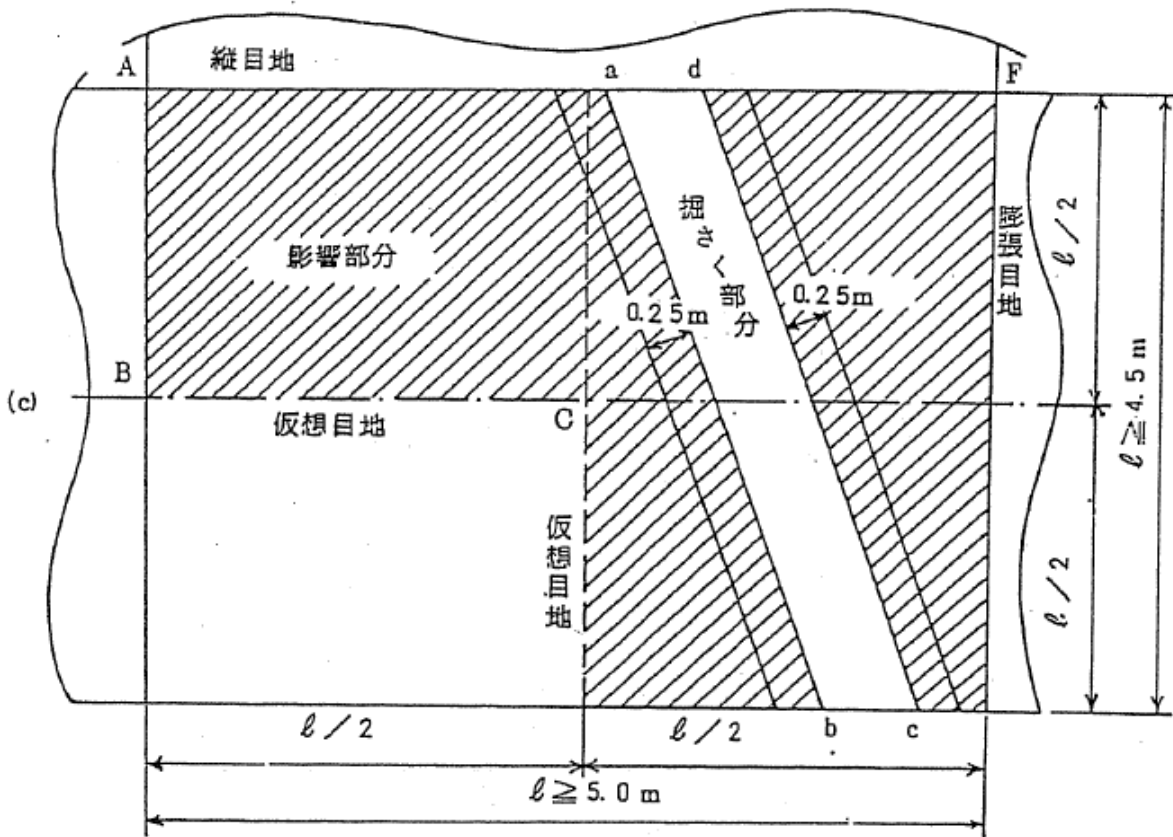
図 1 (セメントコンクリート舗装)
(a)



(b)



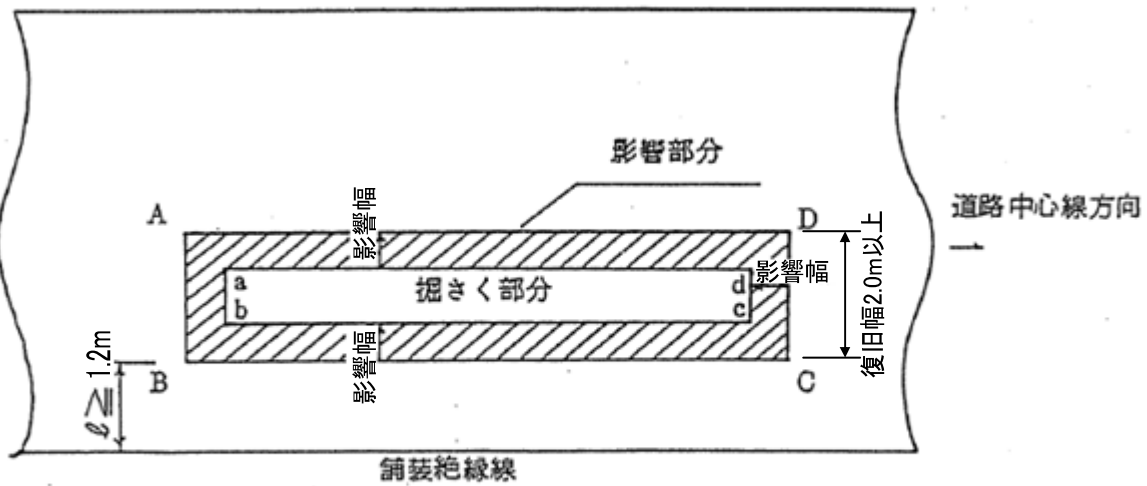
(c)



掘さく面積 = $\square a b c d$ 影響面積 = $\square A B C D E F - \square a b c d$
 復旧面積 = $\square A B C D E F$

図 2 (アスファルトコンクリート舗装)

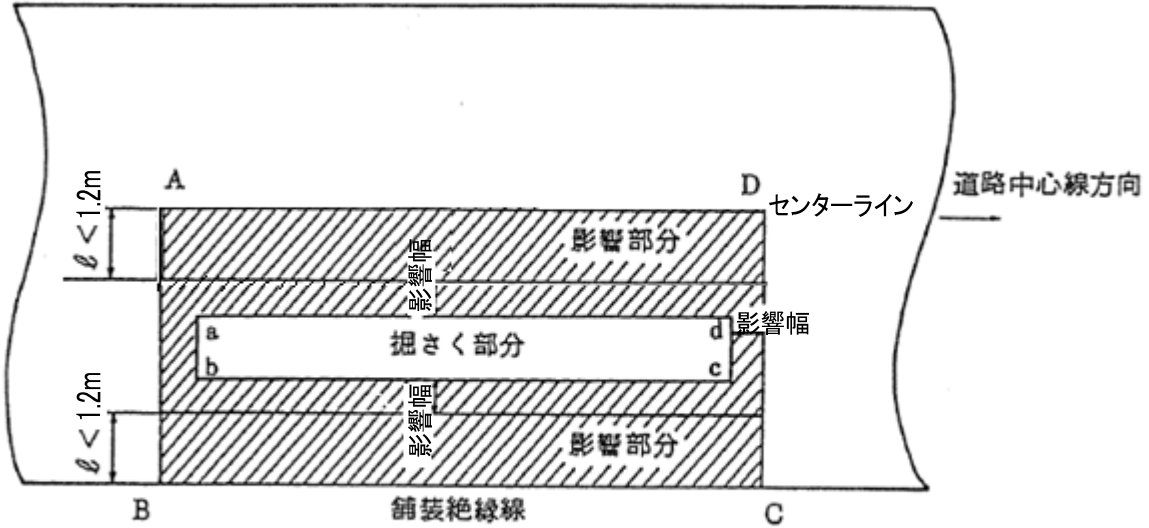
(a)



掘さく面積 = $\square a b c d$ 影響面積 = $\square A B C D - \square a b c d$
 復旧面積 = $\square A B C D$

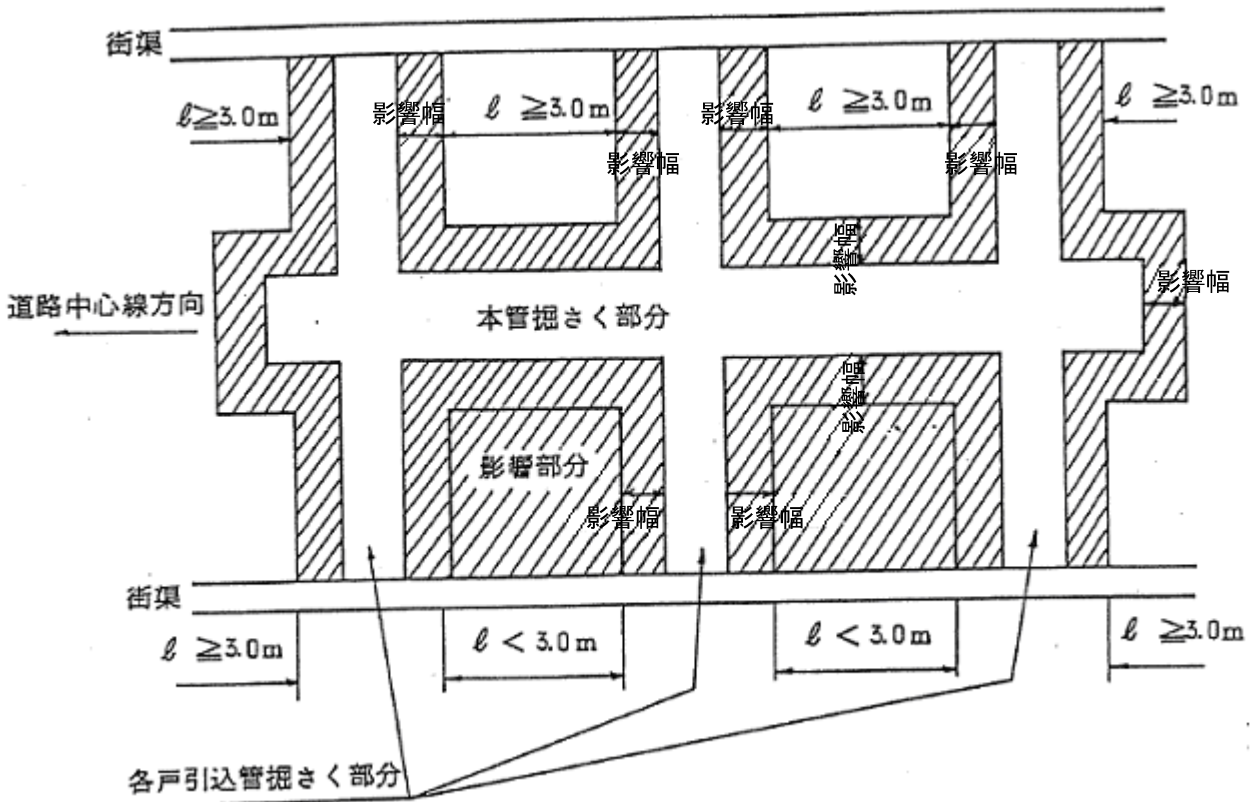
影響幅は路盤厚とする。

(b)



掘さく面積 = $\square abcd$ 影響面積 = $\square ABCD - \square abcd$
 復旧面積 = $\square ABCD$
 影響幅は路盤厚とする。

図 3



影響幅は路盤厚とする。